



慢性の痛み対策の推進

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 慢性疼痛診療体制構築モデル事業の充実強化

- 「慢性疼痛診療体制構築モデル事業」について、在宅医療の推進に向けた先駆的な取組を後押しするための更なる財政的支援
- 全ての「痛みセンター」への「慢性疼痛診療体制構築モデル事業」の拡大

2. 提案・要望の理由

- 慢性の痛みを来す疾患は、多種多様であり、評価法・診断法が確立されておらず、診療体制が整っていない。現在、「痛みセンター」を拠点に診療連携体制が構築されてきているが、2025年に向けて身近な地域で適切な医療が受けられるよう早急な体制整備が必要。
- 全人口の20%が慢性の痛みを有しているとの研究結果もあり、就労困難や生活の質を著しく低下させており社会的損失が大きい。慢性の痛みについての取組を推進することで、QOLの向上が図られ、また、適切な運動により痛みを左右されることがない身体を作ることは健康寿命の延伸につながる。
- 慢性の痛みへの対応を充実させるため、医師・看護師・薬剤師・リハビリ専門職・臨床心理士などの医療従事者の人材育成の強化が必要であり、各診療科・職種横断的な集学的診療体制の構築が望まれる。
- 全国に「痛みセンター」は19か所あるが、「慢性疼痛診療体制構築モデル事業」では、平成29年度は全国3か所の「痛みセンター」を中心にグループを組んで実施され、平成30年度は全国8か所に増加予定。モデル事業の結果を踏まえた取組が全ての「痛みセンター」での実施されることが望まれる。

(本県の取組状況と課題)

- 本県においては、滋賀医科大学医学部附属病院(ペインクリニック科)に平成25年から「痛みセンター」が設置されており、平成29年度からは、大阪大学のグループの下で、「慢性疼痛診療体制構築モデル事業」に参加し、近隣医療機関との連携や人材育成を進めているところ。
- 滋賀医科大学附属病院の「痛みセンター」においては、先駆的に①在宅医療の推進に向けた医療人材の育成や、②「痛みセンター」とかかりつけ医の連携体制の構築、③産業医との連携による勤労世代の復職支援に取り組んでいる。
- こうした取組の実効性を更に高められるよう、医療従事者向け研修会の実施体制の強化や、診療科や職種を横断した取組のためのコーディネーターの配置が必要。
- 「痛みセンター」を拠点とした診療連携体制を構築することで、県内企業活動や地域医療への波及効果も期待されるところであり、地域の医療機関との連携、多職種の人材育成、県民啓発の充実に向け更なる体制強化が必要。

